

- 連携が進展している連携中枢都市圏では、中心となる都市と、連関性の強い近隣市町村が一体となって、様々な事務・施策を実施している。その中には、経営資源の共同活用や市町村間の利害調整を伴う計画作成に積極的に取り組んでいる事例も見られる。

地域公共交通網形成計画の作成

- 圏域内の複数自治体で地域公共交通網形成計画を共同作成。
- 自治体の区域をまたぐ広域的な路線の再編や新規設定を定める。

「広域的な立地適正化の方針」の作成

- 圏域内の複数自治体で「広域的な立地適正化の方針」を策定。
- 救急救命センター等の高次都市機能に関し、自治体間の連携や整備の役割分担等を記載。

医療体制の整備（ドクターカー運行）

- 救急医療体制の一層の充実を図るため、圏域の拠点病院にドクターカーを配備。
- 圏域市町村は、ドクターカーの維持管理を共同して行い、協議の上、必要な費用を分担。

国土強靱化地域計画の策定

- 国土強靱化地域計画を圏域内の市町村が合同して策定。
- 各市町村が共通して作成する総論部分をまとめて作成するほか、避難に関する連携等を記載。

- (注) 1. 「地域公共交通網形成計画」とは、「地域公共交通活性化再生法」に基づく法定計画であり、都道府県又は市町村が、単独又は共同で、交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める地域公共交通に関するマスタープランとして策定することができるもの。
2. 「立地適正化計画」とは、「都市再生特別措置法」に基づく法定計画であり、市町村が、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして策定することができるもの。複数の市町村で広域生活圈や経済圏が形成されている場合等には、「広域的な立地適正化の方針」を作成した上で、これを踏まえて各市町村の立地適正化計画を連携して作成することが望ましいとされている。
3. 「国土強靱化地域計画」とは、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく法定計画であり、都道府県又は市町村が、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとして策定することができるもの。

圏域における広域連携の取組事例①（地域公共交通）

- 八戸圏域連携中枢都市圏（当初は定住自立圏）の中心市である八戸市は、圏域内の町村と連携して、地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画を共同で作成。

〈地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画のイメージ〉

連携内容・連携に至る経緯

- H20年度に、八戸市は定住自立圏の先行実施団体に選定。
- 定住自立圏構想の中では、「結びつきやネットワークの強化」に対する取組が必須となっていることもあり、地域公共交通の維持・活性化のための施策について、重点的に検討。
- H21年に、八戸市と近隣6町1村で定住自立圏を形成後、圏域内の市町村、県、バス・鉄道事業者等での協議や圏域内の住民へのアンケート調査などを踏まえ、H22.11に、「圏域公共交通計画」（法定の計画ではない）を策定。その後、H26.3に、「第2次圏域公共交通計画」を策定。
- 八戸市は、H28.3に、単独で法定の「地域公共交通網形成計画」を作成済み。
- H29.3に、連携中枢都市圏へ移行。
- 圏域内の市町村で共同して一の地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成（H30年度に完了）。

※ 八戸市からのヒアリングなどをもとに事務局作成

圏域形成計画・・・公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画

対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、ネットワークの形成イメージを具体的に記載します。具体的な運行事業者やダイヤなどの運行計画の記載までは求められていません。



圏域再編実施計画・・・具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画を定める計画

策定した圏域形成計画にもとづき、再編に伴う各路線の運行事業者や運行経路・停留所・運行回数、運賃体系などまで記載します。



（国土交通省『地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き』より抜粋）

圏域における広域連携の取組事例②（広域的な立地適正化の方針）

- 播磨圏域連携中枢都市圏の中心市である姫路市は、圏域内の隣接する市町と連携して、各市町が法定の立地適正化計画を作成する際の基本方針となる「広域的な立地適正化の方針」を共同で作成。

連携内容・連携に至る経緯

- H27.4に、姫路市と近隣7市8町は、連携中枢都市圏を形成。
- H27年度に、国交省の関与のもと、姫路市を含む圏域内の複数市町、公共交通事業者等で構成される「鉄道沿線まちづくりに関する勉強会」を設立。公共施設に関する連携市町村間の相互利用・共同管理・施設の再編の手法や効果について検討。
- H27.12に、国土交通省が「鉄道沿線まちづくりガイドライン」を策定・公表。
- H28.5に、国の財政措置（事業）を契機として、圏域内の複数市町及び公共交通事業者等で構成される「鉄道沿線まちづくり協議会」を設立。
- 圏域における人口の将来見通し等の分析や、都市構造上の課題等の収集を踏まえ、H29.3、圏域内の複数市町の区域を対象とする「広域的な立地適正化の方針」を策定。
※当該複数市町は、連携中枢都市圏を構成済みであるとともに、一体的な都市計画区域を有しており、連携の素地あり。
- 「広域的な立地適正化の方針」において、救急救命センターや大学等の高次都市機能に関し、自治体間による連携や整備の役割分担などを記載。
- 各市町では、「広域的な立地適正化の方針」に基づき立地適正化計画を策定。高次都市機能については中心市と連携して機能を確保する旨を記載。

＜高次都市機能増進施設の設定及び役割分担＞

分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関（救急救命センター）	姫路市
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市
教育機関	大学	姫路市・ ^{ふくさきちょう} 福崎町
	短期大学	姫路市
	専修学校	姫路市
	高等学校	相互補完（全市町で相互利用）
文化施設	図書館・美術館・博物館等	相互補完（全市町で相互利用）
スポーツ施設等	体育館	相互補完（全市町で相互利用）
	総合公園	姫路市・たつの市・ ^{たいしちょう} 太子町
主要コンベンション施設		姫路市
商業施設	百貨店、大型SC等	姫路市、たつの市

※ 「広域的な立地適正化の方針」より抜粋

圏域における広域連携の取組事例③（ドクターカー運行）

○ 八戸圏域連携中枢都市圏（当初は定住自立圏）の中心市である八戸市は、圏域内の町村と連携して救急医療体制の充実を図るため、ドクターカーを共同して運行。

連携内容・連携に至る経緯

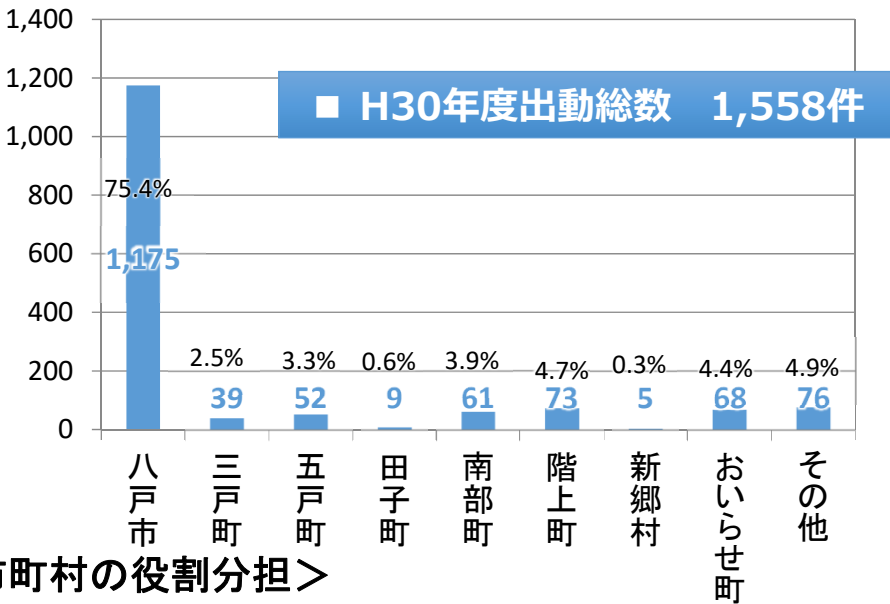
- H21年に、八戸市と近隣6町1村は、定住自立圏を形成。
- ドクターヘリ（県事業）との一体的運用により、救急医療体制の一層の充実を図るため、H22.3に、圏域の拠点病院である八戸市立市民病院にドクターカーを配備（定住自立圏の連携事業）。
- 八戸市及び連携町村は、ドクターカーの維持管理を共同して行い、協議の上、必要な費用を負担。

※1 消防の要請を受け、医師が救急現場に出動し、搬送途中の救急車と合流することで、迅速に救急患者に対応（ドクターヘリが出動できない夜間、悪天候時等の対応も可。）。

- H23.1に、2号車が配備され、2台体制に。
- H28.7に、出動先において緊急的な処置等を行うことが可能なドクターカー3号車の運行が開始され、現在の3台体制に。
- H29.3、八戸市を中心市とする連携中枢都市圏へ移行。
※2 連携事業として、以下の事業をビジョンに掲載。
 - ①「ドクターカー運行事業」（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）
 - ②「ドクターカー運行事業の充実・強化」（高次の都市機能の集積・強化）

※ 八戸市からのヒアリングなどをもとに事務局作成

ドクターカーの出動件数（平成30年度実績）



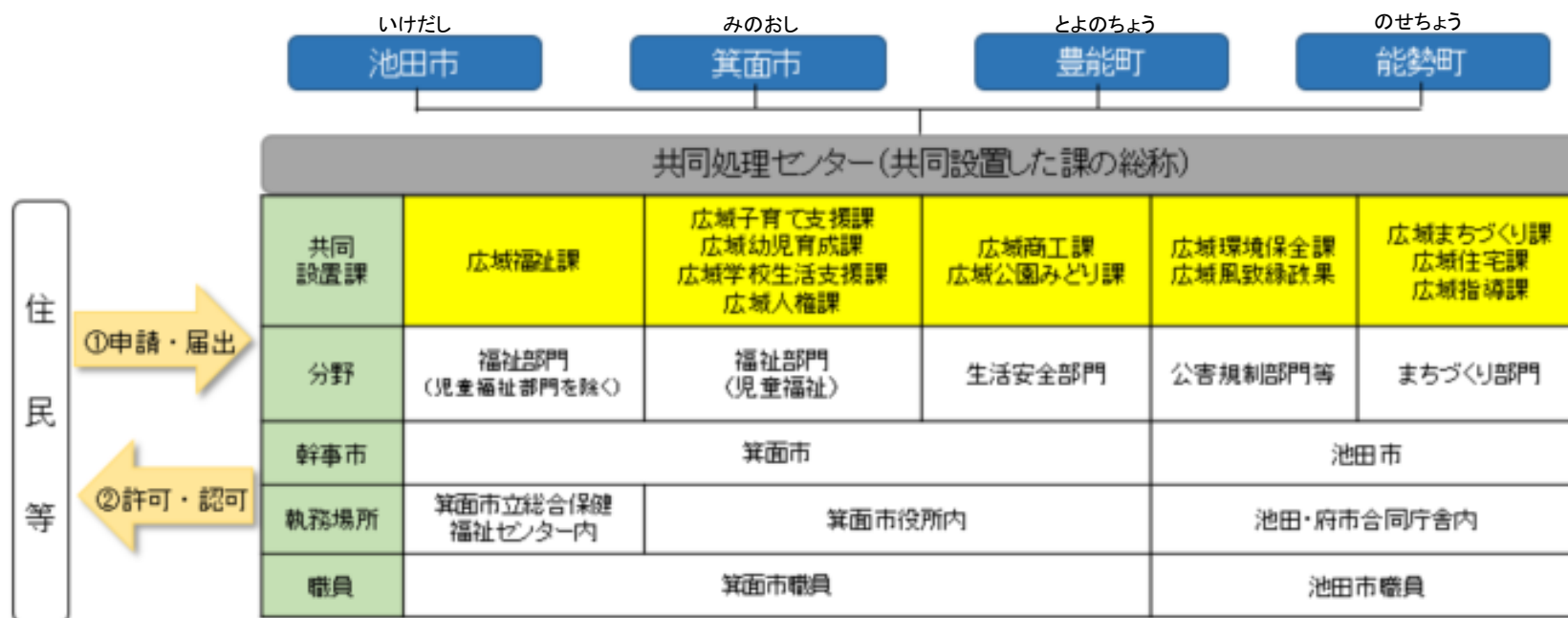
＜関係市町村の役割分担＞

① ドクターカー 運行事業	中心市	ドクターカーの維持管理を関係町村と共同して行い、協議の上、必要な費用を負担する。
	連携町村	ドクターカーの維持管理を関係市町村で共同して行い、協議の上、必要な費用を負担する。
② ドクターカー 運行事業の充実・強化	中心市	ドクターカー運行による救急活動をさらに向上させるため、事業に必要な高度な医療機器等を導入する。 圏域内の医療機関等との連携及び調整に努める。 連携町村と協議の上、必要な費用を負担する。
	連携町村	圏域内の医療機関等との連携及び調整に努める。 連携町村と協議の上、必要な費用を負担する。

※ 圏域ビジョンより抜粋

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例④ (権限移譲された事務の処理についての相互補完的な役割分担)

- 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町では、大阪府から権限移譲された事務の共同処理を目的に、機関等を共同設置。
- 福祉部門、生活安全部門については箕面市が幹事市となり、箕面市職員が事務に従事。公害規制部門、まちづくり部門については池田市が幹事となり、池田市職員が事務に従事。それぞれ、自団体の事務を処理しつつ、広域事務についての申請・届出があった場合には合わせて処理。



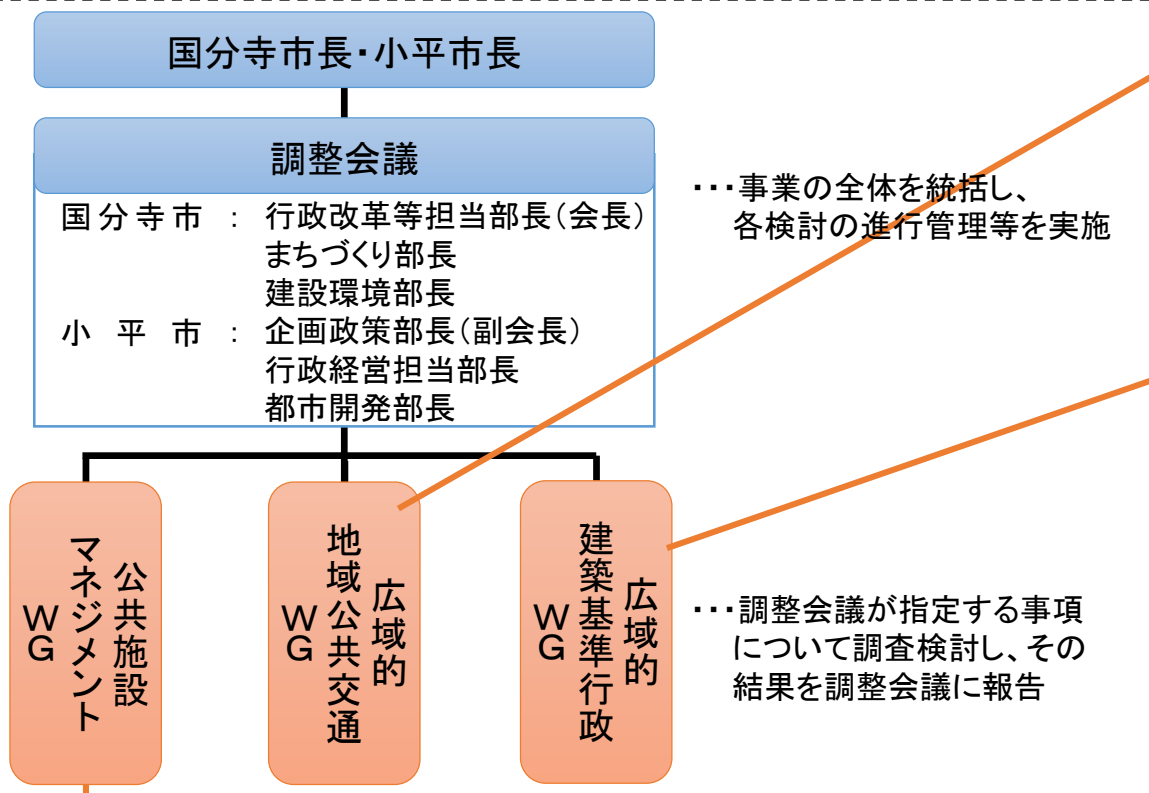
(出典) 池田市HP、箕面市HP

- ✓ 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町は、平成23年10月に共同処理センターを設置し、現在は12課で大阪府から権限移譲を受けた56事務を共同処理している。
- ✓ 共同設置される課の職員については、2市2町の市町村の首長協議により候補者を選定し、幹事市長(池田市または箕面市)が選任。

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑤（協議組織の設置①）

- 東京都の国分寺市と小平市は、職員の人事交流（平成25年度～）、図書館の相互利用（平成25年11月～）、体育施設の相互利用（平成26年4月～）を実施。
- また、「国分寺市・小平市広域連携の推進に係る調整会議」を設置し、区域を越えて各種事業を処理することや連携することについて、共同で調査検討（平成27年8月～）。

（※）総務省「新たな広域連携促進事業」を活用



★ 広域的地域公共交通ネットワークの構築

- 交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。

★ 建築基準行政の共同実施

- 既に建築基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建築基準行政の移管を検討している小平市で、建築基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- 共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

★ 体育施設の相互利用

国分寺市	小平市
①市民スポーツセンター ②市民ひかりスポーツセンター ③けやき運動場 （人工芝→雨天使用可）	①小平市民総合体育館 ②中央公園グラウンド （夜間照明） ③小川西グラウンド （夜間照明）

- 国分寺市にはナイター設備のグラウンドがなく、小平市には人工芝のグラウンドがない。
- 公共施設マネジメントWGにおいて、相互利用の対象施設の拡大に向けた検討を行った結果、国分寺市が運動場を人工芝化することに伴い、小平市のナイター設備のあるグラウンドを相互利用の対象化。
- 両市民、同じ料金で利用可（予約順については、市民→相互利用市民→市外団体の順）。

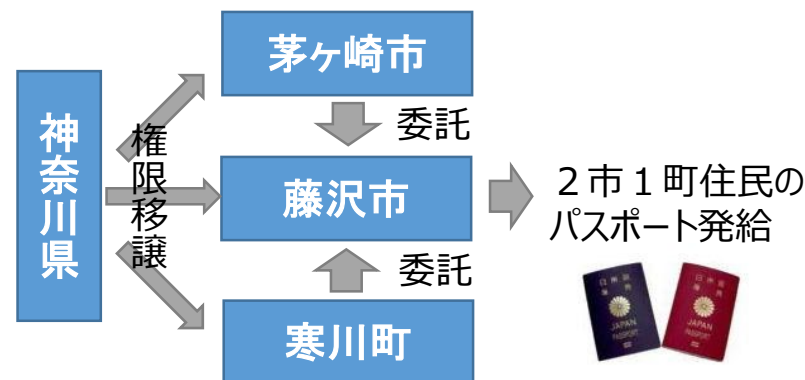
三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑥（協議組織の設置②）

- 神奈川県は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、地方自治法に基づかない任意の協議会として、「湘南広域都市行政協議会」を設立(昭和37年)。協議会の運営基盤の強化を図るため、地方自治法に基づく法定協議会に改組(平成22年)。
- 7つの専門部会において、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を実施。必要に応じて、交通事業者等の民間事業者との協議、地域の経済団体や大学と連携した取組を実施するなど、行政以外の主体が協力。
- 協議会の活動として、これまで、図書館の広域利用、広域文化活動等をしているほか、協議会における調整を経て、3市町で「湘南パスポートセンター」を開設し、神奈川県から権限移譲を受けたパスポート発給事務を共同処理。



★ パスポート発給事務の共同処理

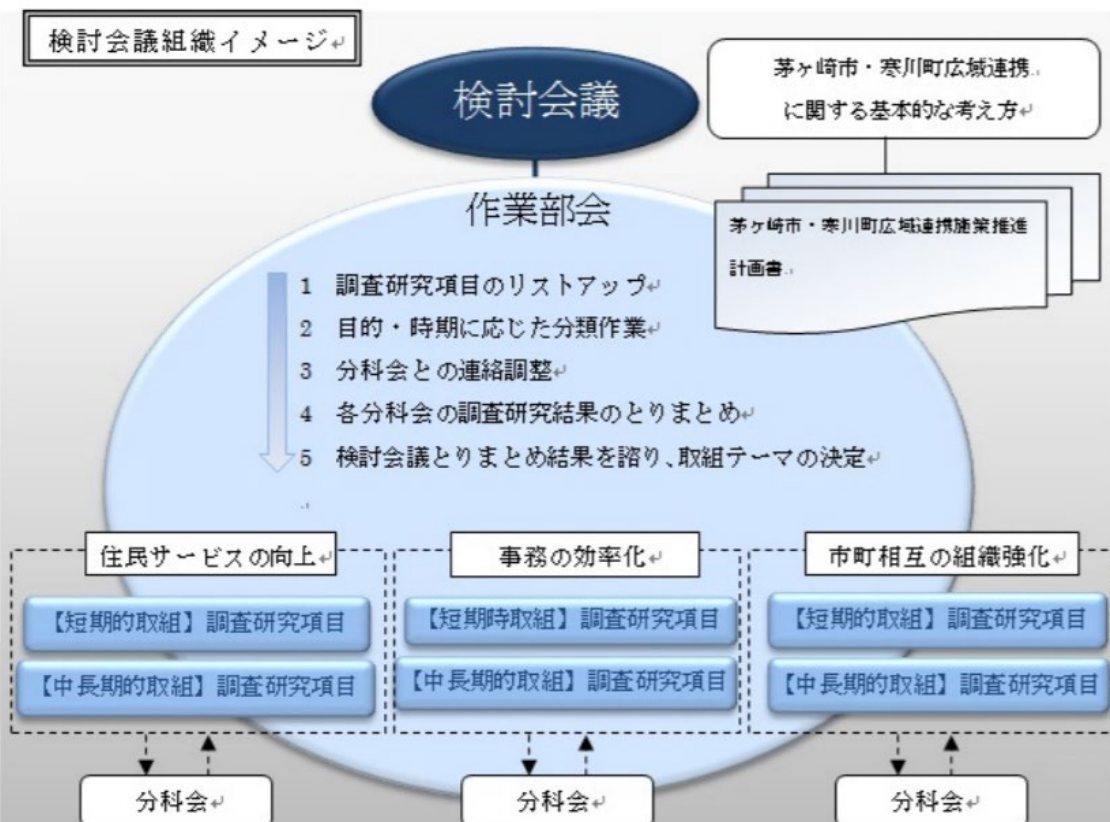
- 神奈川県から3市町に対し、パスポート発給事務を権限移譲(H24.7)。
- 茅ヶ崎市及び寒川町は、県から移譲されたパスポート発給事務及びパスポート申請に伴う戸籍法に係る事務(全部事項証明書や個人事項証明書の交付等)について、藤沢市に委託(H24.7開所)。



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑦（協議組織の設置③）

- 神奈川県茅ヶ崎市と寒川町は、地理的にも歴史的にもつながりが深く、また、通勤、通学、経済活動、市民活動は両市町の区域をまたいで展開されており、生活圏は共通。
- 広域連携に関する協定書（平成元年12月）に基づき、以下の取組を実施。
 - ✓ 茅ヶ崎市が寒川町に事務を委託（し尿処理：平成5年4月～、資源物処理：平成24年4月～）
 - ✓ 寒川町が茅ヶ崎市に事務を委託（火葬：平成6年4月～、可燃ごみ処理：平成14年10月～）
 - ✓ 消費生活相談窓口の相互利用（平成17年10月～）
- 両市町は、広域連携の取組のさらなる推進のため、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」を設置（平成24年11月）し、1市1町の広域連携に係る具体的な取組を示した「茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書」を策定。寒川町から茅ヶ崎市への新たな事務の委託（不燃ごみ処理：平成27年4月～、消防指令業務：平成28年2月～）、各種相談窓口の相互利用、施設の相互利用等を実施。

【茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議】



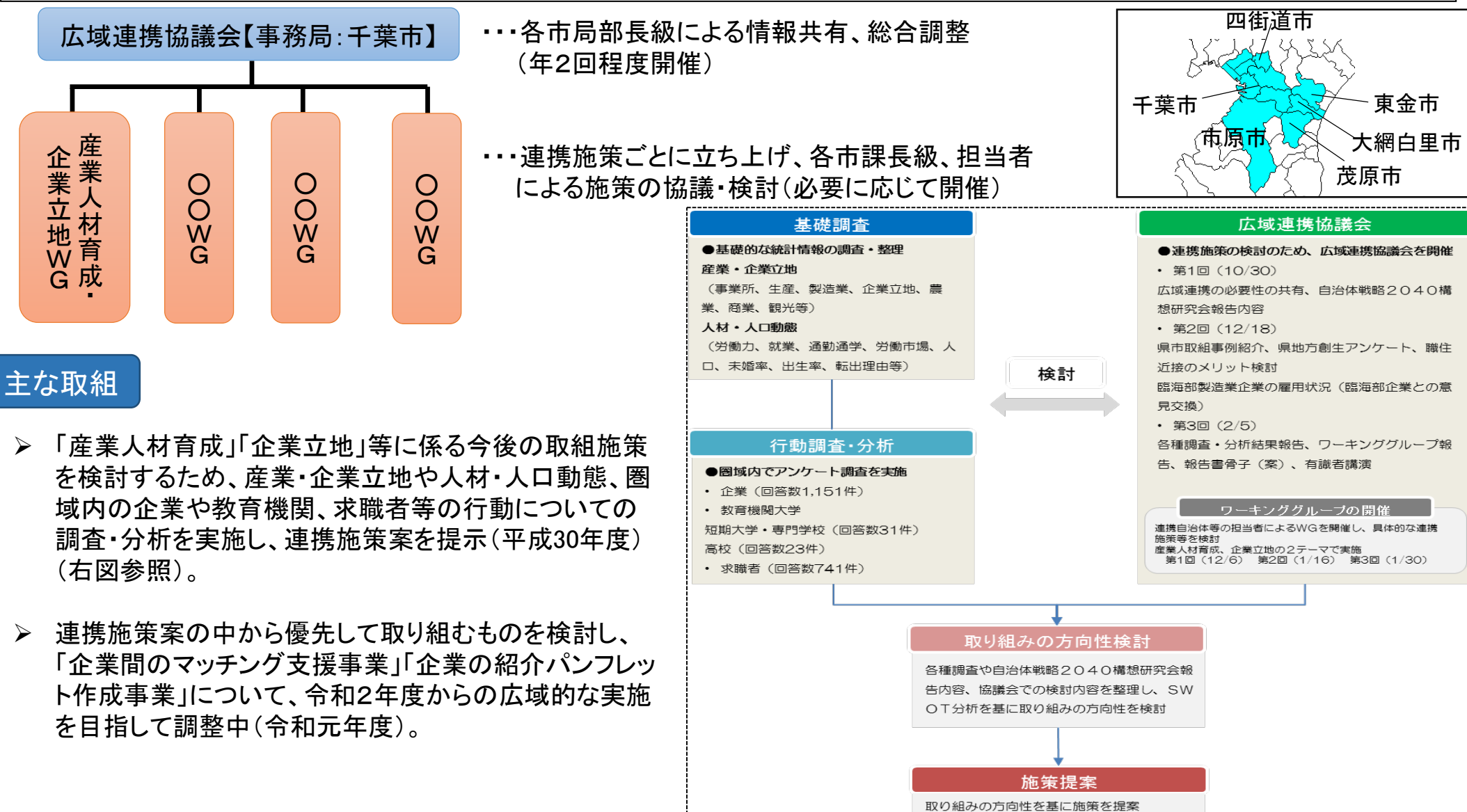
※「湘南広域都市行政協議会」の取組との住み分け

- 「湘南広域都市行政協議会」では、2市1町の圏域（総人口約70万人）という規模を活かし、湘南パスポートセンターの設置や湘南東部医療圏域での看護師確保対策、地球温暖化防止に向けた湘南エコウェーブ活動などの取組を実施。
- 一方で、茅ヶ崎市と寒川町では、より身近な地域の結びつきがあり、医療分野や教育分野、経済分野等の枠組みや、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みの活動単位が同一となっており、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」では、地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を実施。

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑧（協議組織の設置④）

- 千葉市では、将来の人口減少・少子高齢社会に対応するため、圏域全体で人口の維持・増加を図り、地域の諸資源を最大限に活用し合うことで、全体として都市機能を向上させていくことを目指し、千葉市と、千葉市への通勤・通学割合が高く、社会的、経済的な一体性を有する近隣5市による「ちば“共創”都市圏」構想を打ち出し、その取組の1つとして、千葉市が事務局となり、6市による広域連携施策の検討を行う「広域連携協議会」を設置（平成30年度～）。

（※）総務省「新たな広域連携促進事業」を活用



核となる都市がある地域における市町村間連携①（八戸圏域連携中枢都市圏）

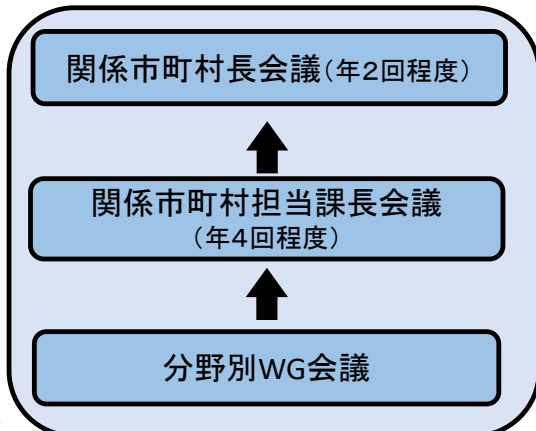
- 地方圏の核となる都市と近隣町村との間では、定住自立圏・連携中枢都市圏の取組が行われており、必要な都市機能・生活機能の確保について中心的な役割を担う中心市が、連携中枢都市圏の形成、ビジョンの作成等の合意形成・利害調整について役割を果たしている。
- 八戸圏域連携中枢都市圏においては、新規創業促進、地域公共交通の確保、救急医療体制の充実、安全・安心なまちづくりなどの連携事業を実施。
- 八戸圏域公共交通計画の共同作成においては、料金設定や財政負担の面で、八戸市が近隣町村や民間事業者と個別に調整するなど、合意形成・利害調整に中心的な役割を果たしている。

連携中枢都市圏形成に至った経緯

- ・ 青森県の南東部に位置する八戸圏域8市町村は、昭和46年4月に八戸地域広域市町村圏事務組合を設立する等、長年にわたり圏域が一体となり、広域的な行政課題に取り組んできた。
- ・ 平成21年9月に、八戸圏域定住自立圏を形成し、生活関連機能の強化に係る連携を推進。
- ・ 八戸市が平成29年1月に特例市から中核市に移行するとともに、同年3月に定住自立圏と同じ8市町村で連携中枢都市圏を形成。



ビジョン作成に係る協議の枠組み



ビジョン懇談会(年2回程度)

全20名	
・産業	3名
・大学・研究機関	3名
・金融機関	1名
・医療	1名
・福祉	1名
・教育	1名
・地域公共交通	1名
・雇用	1名
・男女共同参画	1名
・構成町村	7名

主な取組

圏域全体の経済成長のけん引

はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業

創業支援拠点である「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」において、圏域の各商工会と連携した相談対応やセミナー開催などによる支援を実施。

創業者の増加や円滑な事業承継により、雇用の場を維持・創出。
(創業件数36件うち圏域町村3件。(H30.4～H31.3末))



高次の都市機能の集積・強化

八戸圏域公共交通計画推進事業

八戸圏域公共交通計画に基づき、広域路線バスの上限運賃政策等を実施。

※ 計画については、八戸圏域定住自立圏において共生ビジョンに基づき共同で策定

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ドクターカー運行事業

救急医療体制の一層の充実を図るため、圏域の中核病院である八戸市立市民病院にドクターカーを配備・運行。

(H22.3以降、出動件数1万1千件以上)

核となる都市がある地域における市町村間連携②（那須地域定住自立圏）

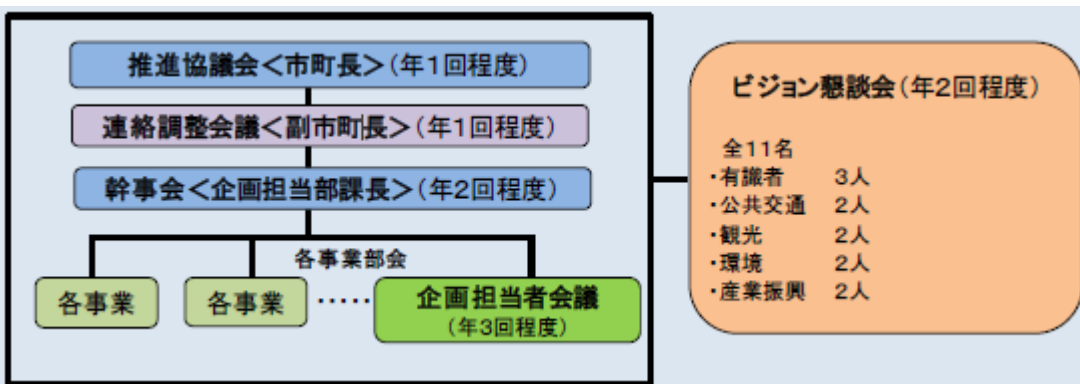
- 那須地域定住自立圏においては、公共交通ネットワークの構築や、オープンデータの推進などの連携事業を実施。
- 那須地域定住自立圏地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、幹線区間及び交通拠点の調整について、那須塩原市が中心となって近隣市町村との合意形成を実施。

定住自立圏形成に至った経緯

- ・ 平成25年12月に、那須塩原市が定住自立圏構想推進要綱に基づく中心市宣言。
- ・ 中心市宣言後、平成26年4月に那須塩原市、大田原市、那須町、那珂川町は「那須地域定住自立圏推進協議会」を設立。
- ・ 平成27年2月、那須地域定住自立圏の形成に関する協定を締結。
- ・ 共生ビジョン懇談会、推進協議会等での検討を経て平成27年11月に共生ビジョンを策定し、毎年度各会議において協議・検討を実施。



ビジョン作成に係る協議の枠組み



主な取組

生活機能の強化

観光宣伝事業

栃木県北の玄関口である那須塩原駅の観光案内所に圏域の観光情報を集約し、観光情報の発信、提供を行うことで、圏域の観光客の増加、観光の活性化を目指す。

結びつきやネットワークの強化

公共交通ネットワーク事業

利用者を含めた住民アンケート調査等による交通実態調査を実施し、圏域内の公共交通に関する現状の分析や課題の整理を行い、地域公共交通網形成計画を策定し、圏域内の公共交通ネットワークの構築を図る。

圏域マネジメント能力の強化

外部人材招へい事業

地域人材の育成を図るとともに、地域資源の活用に必要な知識や助言を得るため、地域プロモーションの実践にあたり、外部の専門的な人材の登用及び活用を図る。

オープンデータ推進事業

新たなサービスやビジネスの創出による経済の活性化、官民協働による公共サービスの実現、行政の透明性・信頼性の向上のため、自治体が保有するデータを住民等が自由に利用できるオープンデータ化を進め、ウェブサイトの共同利用を実施。



核となる都市がない地域における市町村間連携①

- 核となる都市がない地域における市町村間の広域連携では、基本的に、市町村相互間の協議によって合意形成・利害調整が行われているが、関係市町村で協議組織が設けられることも多い。その際、都道府県が、市町村間の調整や助言等の支援を積極的に行っている事例もある。
- 静岡県において、市町村合併が進まなかった伊豆半島南部賀茂地域(総人口が約6万1千人)は、今後著しい人口減少が想定される地域。賀茂地域広域連携会議(1市5町の首長、県特別補佐官がメンバー)を開催し、1市5町における行政運営面での連携などについて、県も参画のうえ協議を行っている。

賀茂地域広域連携会議

【構成員】

県特別補佐官(議長)及び管内1市5町の首長並びに管内選出県議会議員(参与)計8名

【事務局】

静岡県

【会議の目的】

県と1市5町の行政分野の連携や、官民・民の連携強化に向けた政策協議の場

【開催実績】

23回(平成27年度～令和元年12月末)



賀茂地域広域連携会議

(賀茂地域6市町長・静岡県特別補佐官・参与)

幹事会

専門部会

- (1)行政分野の連携～行政体制整備
教育委員会の共同設置、監査事務の共同化、地籍調査の共同実施、技術的・専門的知識を要する事務の共同処理(技術職員の共同利用)など
- (2)官民・民の連携～美しい伊豆創造センターの理念の実現
市域域を越えた地域づくり、その基盤づくり

○行政効率化による住民サービス提供体制の安定化
○産業育成・まちづくり分野への人的資源配分
○伊豆半島グランドデザインの理念の実現

生き生きとした地域住民が、美しい伊豆半島に魅力を感じて訪れる人たちをもてなし交わる地域の創造

＜主な取組＞

★指導主事の派遣・共同設置

職員派遣

連携協約

機関等の共同設置

- ・指導主事未配置の5町に県の指導主事を派遣(平成26～28年度)
- ・県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結し、同法に基づき5町で指導主事を共同設置(平成29年度～)

★消費生活センターの共同設置

連携協約

機関等の共同設置

- ・消費生活相談員の確保や単独でのセンター整備が難しい
⇒県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結し、共同設置規約を制定して消費生活センターを共同設置(平成28年～) ⇒ 相談件数増

★障害者計画等の共同策定

協議会

- ・各種障害福祉サービスをはじめ、1市5町で共有しているサービスが多い
⇒1市5町で地方自治法に基づく協議会を設置(平成18年度～)し、計画等を共同策定・推進

★税の徴収事務の共同処理

協議会

- ・県、市町の職員で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、相互併任による市町村税の徴収事務を共同で処理 ⇒ 収入率UP

★地籍調査の共同実施

協議会

- ・専門知識を有した職員不足等の理由により、「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を締結し、「賀茂地域地籍調査協議会」を設置、市町職員の相互併任による実施体制を整備(平成28年度～)

賀茂地域
6市町
美しい伊豆
創造センター

県

賀茂地域局

核となる都市がない地域における市町村間連携②

- 長野県において、町村のみで構成される木曽地域(総人口が約2万7千人)は、今後著しい人口減少が想定される地域。広域連合による事務の共同処理をベースとしつつ、木曽地域広域連携推進会議(3町3村の首長、県現地機関の長、広域連合事務局長がメンバー)を開催し、3町3村において広域連携により取り組むべき施策・事業について、県も参画のうえ検討を行っている。

木曽地域広域連携推進会議

【構成員】

管内3町3村の首長、県現地機関の長(地域振興局長、保健福祉事務所長、建設事務所長)及び広域連合事務局長

【事務局】

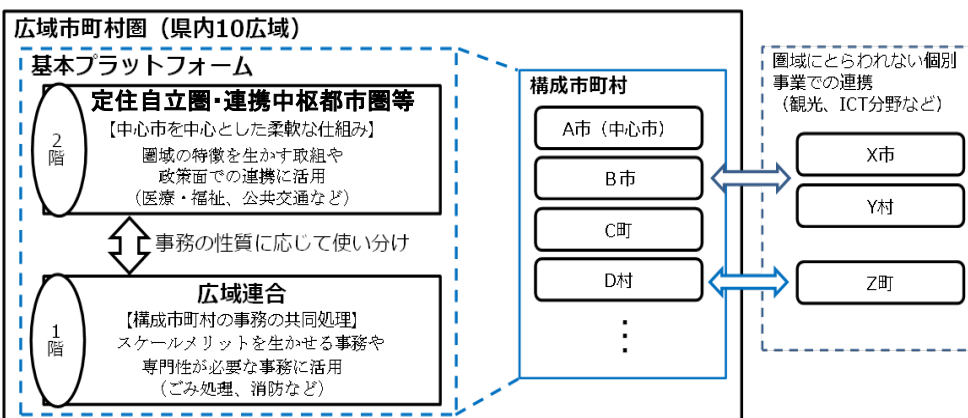
県木曽地域振興局

【目的】

県と3町3村により地域の特性を活かした広域連携の在り方と、連携により取り組む施策・事業を検討する場

【開催実績】

7回(平成28年度～平成30年度)



※全ての圏域で広域連合が設置されている長野県の特性を生かし、広域連合と、定住自立圏等中心市を中心とした柔軟な仕組みとの2層構造として、地域の実情や事務の性質に応じて使い分け

木曽広域自立圏

【趣旨】

- 人口減少社会において、市町村が行政サービスを持続的かつ効果的に提供できるよう、定住自立圏・連携中枢都市圏における中心市がない木曽地域において、3町3村が地方自治法に基づく連携協約を締結し、「木曽広域自立圏」を形成(平成30年3月～)
- 県は、広域連携施策・事業に対して、独自に人的・財政的支援

<主な取組>

★圏域内への移住・定住・交流促進 **連携協約**

- ・圏域の一体的な情報発信や移住相談体制の強化等により、移住・定住・交流の拡大を図るため、移住相談センターの運営やインターンシップ受入事業等を共同実施

★眺望景観の整備 **連携協約**

- ・木曽路の景観の向上等を図るため、観光ポイントの景観支障木の伐採、河川や森林景観の整備、沿道の植栽や公共サインの整備等を共同実施

★公共交通の維持・改善 **連携協約**

- ・公共交通の運営の効率化や利便性の向上等を図るため、広域デマンドタクシーの運行等を共同実施

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化①（分野別WG等の設置：八戸圏域連携中枢都市圏）

- 八戸圏域連携中枢都市圏では、近隣町村の意見を連携事業に反映するため、分野別のワーキンググループ等を設置し、各町村の担当職員レベルから段階的に協議・検討を進めており、このような丁寧な協議が、近隣町村からの提案による取組の増加や、都市圏としての取組内容の深化につながっている。
- また、連携協約の変更（議決事項）と伴わないビジョンを変更であっても、連携事業を追加・変更を行う場合には、各市町村議会へ事業内容等の説明を行っている。

都市圏事業の決定に係る意見交換等のスキーム

分野別WG会議

圏域事業を32分野に分け、分野ごとに八戸市、連携町村の各事業課担当者によるワーキンググループを設置し、協議・検討（必要に応じ適宜開催）

関係市町村担当課長会議

分野別WGにて検討された圏域事業について、八戸市、連携町村の企画担当課長による総合調整（年4回程度開催）

関係市町村長会議

関係市町村担当課長会議において整理された圏域事業について、八戸市、連携町村の首長による意思決定（年2回程度開催）

ビジョン懇談会

各首長により意思決定の行われた圏域事業について、有識者（産学金、医療、福祉、労働団体等の代表者や関係者等）等からの意見聴取（年2回程度開催）

各市町村議会

関係市町村の各議会における事業内容の説明（3月議会）

近隣市町村からの提案や要望により開始した取組事例

➤ 地場産品の販路拡大事業

圏域内の事業者を対象に、首都圏等での大規模展示・商談会に出展し、販路拡大を図る。

➤ 高校生地域づくり実践プロジェクト

高等学校の生徒が圏域内で取り組む地域振興や地域貢献、地域課題の解決等を目的とした事業又は活動の企画に対して助成金を交付するとともに、地域と高等学校・生徒の交流促進を図る。

➤ 縁結び支援事業

圏域の地域特性に合わせた支援事業の実施や、圏域内の結婚支援に関する情報の共有を行うほか、文化体験型の婚活イベント開催により、結婚に向けた機会の増加や、定住意識の高揚等を図る。

➤ 漁業就業支援事業（一部検討中）

漁業就業や漁業に必要な技能習得・資格取得の方法について情報収集し、パンフレットの作成やホームページ等にて情報発信を行い、就業希望者の技能習得・資格取得の促進や、現場で求められる人材の確保を図る。

※八戸市への聞き取りにより総務省作成

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化② (近隣市町村からの提案の募集等：熊本連携中枢都市圏)

- 熊本連携中枢都市圏では、これまで連携事業の検討を行う際に熊本市から提案し、近隣市町村がそれに参加するか否か判断する形が中心であったが、その手法では近隣市町村との意見交換・合意形成が不十分であるとの指摘を踏まえ、令和元年度から手法を見直し。
- 初めに連携事業の希望調査を近隣市町村に行い、そこで提案のあった取組について、各市町村の職員によって構成される「検討部会」「作業部会」において協議・検討を行うことで、近隣市町村とより丁寧な意見交換・合意形成を経て、連携事業の決定を行うこととしている。

都市圏事業の決定に係る意見交換等のスキーム

連携事業希望調査

熊本市から近隣市町村に対し、「圏域での連携を希望する取組」の調査を実施
(令和元年度に回答があった「連携を希望する取組」の数: 132件)

検討部会

- ・調査で提案された取組を、熊本市・近隣市町村の企画担当課により5つの分野(総務／健康福祉／経済観光・農水／環境／都市基盤)に整理
- ・各作業部会の総合調整 (年2回程度開催)

作業部会

検討部会において整理された取組について、熊本市・近隣市町村の各事業課担当者による具体的な協議・検討(作業部会毎に年2～3回程度開催)

ビジョン懇談会

新たな連携事業や連携ビジョンの見直しについて、有識者(県商工会・大学・医療機関などの代表者)からの意見聴取(随時開催)

首長会議

検討部会・作業部会において「翌年度からの実施が可能」と整理された取組について、熊本市・近隣市町村の首長による意思決定(年1回開催)

近隣市町村からの提案や要望により開始した取組事例

※各「作業部会」において検討中の項目含む

➤給食調理場の共同利用

給食センターが老朽化している市町村について、建て替えコスト等の削減を図るため、熊本市等の給食センターを共同利用し、学校給食の調理及び広域配送等を行う。

➤圏域内での人事交流・人材派遣

確保が困難となってきた専門技術職員(保健師や技師等)について、圏域市町村内での人事交流や相互派遣を行う。

➤広域的な観光ルート及び資源の共同開発

観光プロモーションを圏域内市町村で共同展開することで、国内外の観光客の増加を図る。

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化③（人事交流等によるコミュニケーションの強化）

- 定住自立圏・連携中枢都市圏を構成する各市町村の相互理解の促進や一体感の醸成を図ったり、異なる経験や発想を共有し新たなネットワークや施策の形成に生かすため、市町村間の職員相互派遣や、官民含めた異業種交流研修を実施している事例がある。

広島広域都市圏

圏域市町の人事交流

- ・圏域内市町の相互理解の促進、連携体制の緊密化及び職員の資質の向上等を図るため、希望業務等のマッチングを行った上で圏域内市町間における職員の相互派遣等を実施（在勤期間1～2年）

【令和元年度実績】

- ・広島市と圏域内5市2町が各1名相互受け入れ（計14名）
- ・大竹市と廿日市市が各1名相互受け入れ（計2名）

さっぽろ連携中枢都市圏

圏域市町村との人事交流

- ・連携中枢都市である札幌市が、近隣市町村職員の経験や見解を連携事業等に反映するため、近隣市町村から職員派遣を受け入れ（在勤期間1～2年）
- ・派遣された近隣市町村職員は、札幌市の企画部門で連携中枢都市圏事業に従事

【令和元年度実績】

- 恵庭市、当別町から各1名受け入れ（計2名）

八戸圏域連携都市圏

学官連携地域シンクタンク（八戸市都市研究検討会）

- ・八戸工業大学、八戸学院大学、八戸工業高等専門学校の市内高等教育機関3校と八戸市が連携して、地域の政策課題について調査研究する地域シンクタンクを設置し、近隣市町村の職員も参加して共同研究を実施（年間11回程度）

【令和元年度検討テーマ】

「若者の地域定着とU・I・Jターン可能なまちづくりに関する研究—スポーツと多文化の視点から—」

【令和元年度実績】

八戸市職員2名、階上町職員1名、高等教育機関3校の教授等6名でプロジェクトチームを組織

石川中央都市圏

異業種交流研修

- ・多様な分野や立場で勤務する官民の職員が、グループ討議等を通じ、各々が直面している課題や組織の枠を超えた発想を共有することにより、新たな人的ネットワークや地域資源の活用策を構築することを目指し、官民共同の異業種交流研修を実施（毎年1回）

【令和元年度参加者（39名）】

金沢市、連携市町、北陸財務局、金沢大学、民間企業 等

連携中枢都市圏ビジョン策定における合意形成・利害調整（イメージ）

- 連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市が、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した連携中枢都市及び近隣市町村の区域の全部を対象として、目指すべき将来像や具体的取組等について記載するもの。
- 連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更にあたっては、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとされている。ビジョンの内容は、地域全体で一律のものでなく、近隣市町村の事情に応じて多様になることが想定されるところ、全ての市町村の合意がなくても策定、変更等ができなくなることはない。

連携中枢都市圏ビジョン

※主な記載内容の例

- 1 連携中枢都市圏の名称及び構成自治体
- 2 連携中枢都市圏の現状及び各種推計
- 3 圏域の目指すべき将来像
- 4 連携中枢都市圏の具体的取組及びKPI

事業内容	関係市町村		
	A市	B町	C村
(1) 経済戦略策定事業	○	—	○
(2) 高度な医療サービスの提供	○	○	○
(3) 地域公共交通計画策定	○	○	—
(4)			

全市町村
共通事項

市町村
個別事項

B町と
協議

C村と
協議

都市圏ビジョン策定の協議イメージ

※さっぽろ連携中枢都市圏の事例

圏域内全市町村
との協議

- ・首長会議（1回実施）
出席者：各市町村長等
- ・企画担当課長会議（4回実施）
出席者：各市町村企画担当課長

圏域内一部市町村
との協議

- ・各連携事業候補について、連携希望市町村の担当者による個別協議（全連携事業約1/3で実施）

都市圏ビジョン懇談会（3回実施）

構成：圏域内3大学、さっぽろ産業振興財団、北海道観光振興機構、圏域内2地銀、札幌市医師会、札幌地区バス協会、道農協、道社協、その他経済団体 等）

圏域内住民への意見募集（パブリックコメント）

札幌市が全市町村住民を対象に、都市圏ビジョン（案）に対する意見募集（パブリックコメント）を実施。

都市圏ビジョンの策定

- 八戸圏域連携中枢都市圏（当初は定住自立圏）の中心市である八戸市は、近隣町村と連携して、「地域公共交通網形成計画」、「地域公共交通再編実施計画」を共同で作成。
- （定住自立圏時の取組として）定住自立圏形成協定の締結、共生ビジョンの作成を通じて、計画の共同作成や八戸市の役割について合意されている。

連携内容・連携に至る経緯

- 平成20年度に、八戸市は定住自立圏の先行実施団体に選定。
- 定住自立圏構想の中では、「結びつきやネットワークの強化」に対する取組が必須となっていることもあり、地域公共交通の維持・活性化のための施策について、重点的に検討。
- 平成21年9月に、八戸市と近隣6町1村で定住自立圏を形成後、「圏域公共交通計画」（法定でない任意の計画）の作成のため、八戸市、近隣町村、県、交通事業者等で構成される協議会を設置。八戸市が事務局となって、計画素案の作成、近隣町村への意見照会・意見集約、交通事業者との調整等を実施。
- 平成22年11月に、「圏域公共交通計画」を共同作成。その後、平成26年3月に、「第2次圏域公共交通計画」を共同作成。
- 八戸市は、平成28年3月に、単独で地域公共交通活性化・再生法（平成26年改正後）に基づく「地域公共交通網形成計画」を作成。
- 平成29年3月に、定住自立圏から連携中枢都市圏へ移行。
- 八戸市、近隣町村等で地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会を設置し、一の「地域公共交通網形成計画」、「地域公共交通再編実施計画」を作成。
- 「地域公共交通再編実施計画」については、料金設定や財政負担の面で近隣町村や民間事業者との調整が必要になるところ、八戸市が近隣町村や民間事業者と個別に調整を行った。

網形成計画・・・公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画
対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、ネットワークの形成イメージを具体的に記載します。具体的な運行事業者やダイヤなどの運行計画の記載までは求められていません。



再編実施計画・・・具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画を定める計画
策定した網形成計画にもとづき、再編に伴う各路線の運行事業者や運行経路・停留所運行回数、運賃体系などまで記載します。



八戸圏域連携中枢都市圏の例（地域公共交通計画）

※計画の作成については八戸圏域定住自立圏において共生ビジョンに掲載
 ※八戸圏域定住自立圏は八戸市の中核市移行に伴い平成29年3月に定住自立圏から連携中枢都市圏に移行

〈定住自立圏形成協定〈八戸市と三戸町〉

※甲：八戸市 乙：三戸町

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

（仮称）圏域公共交通計画の策定及び推進

a 取組の内容

圏域内における通勤、通学、通院、買物等の日常生活を営む上で必要不可欠な住民の足としての公共交通の維持・確保を図るため、公共交通事業者（以下「交通事業者」という。）を交えて、地域の実情に即した、多様で持続可能な公共交通体系のあり方と対応策をまとめた（仮称）圏域公共交通計画（以下「圏域交通計画」という。）を策定し、推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 乙、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定し、推進する。

(ii) 圏域交通計画の策定に要する費用を負担する。

(b) 乙の役割

甲、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定し、推進する。

- 八戸市と近隣町村で、「圏域公共交通計画」を共同作成。
- 「圏域公共交通計画」の策定に要する費用は、八戸市が負担。

〈共生ビジョン〉

連携施策 （協定項目）	事業名	取組内容
地域公共交通 （第3（2）ア）	八戸圏域公共交通計画 の策定	効率的・効果的な公共交通体系のあり方と対応策をまとめた八戸圏域公共交通計画を策定し、必要な見直しを行う。

- 播磨圏域連携中枢都市圏の中心市である姫路市は、近隣市町と連携して、各市町が法定の立地適正化計画を作成する際の基本方針となる「広域的な立地適正化の方針」を共同で作成。
- 連携協約の締結を通じて、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築や姫路市の役割について合意されている。

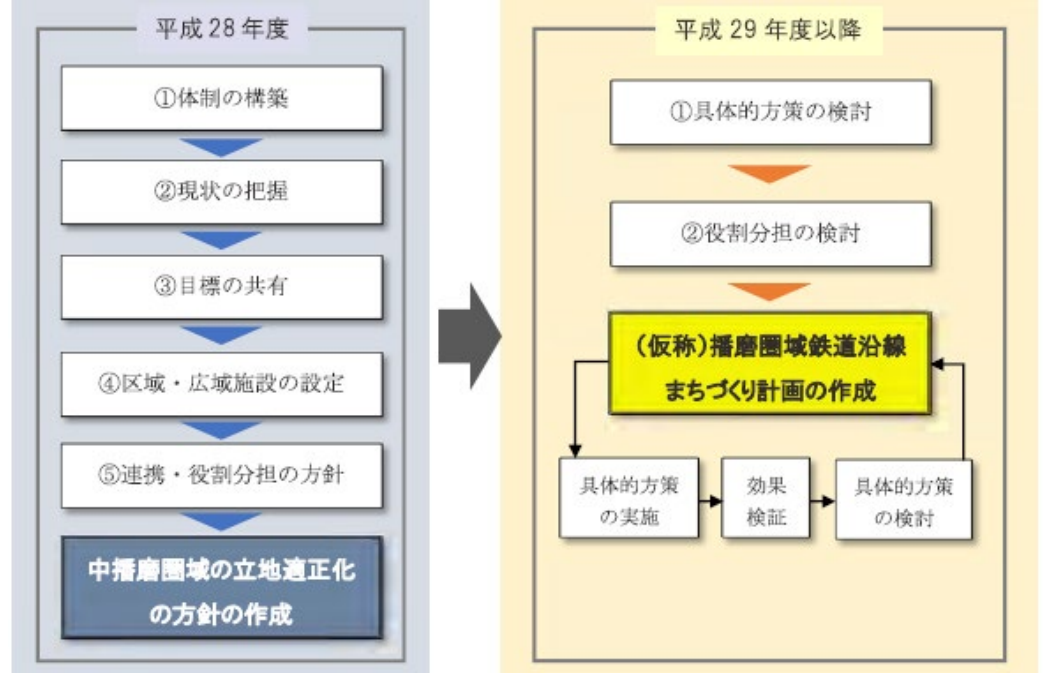
連携内容・連携に至る経緯

- 平成27年4月、姫路市と近隣市町は、連携中枢都市圏を形成。
- 平成27年度に、国交省の関与のもと、姫路市を含む圏域内の複数市町、交通事業者等で構成される「鉄道沿線まちづくりに関する勉強会」を設立。公共施設の相互利用・共同管理・施設再編の手法や効果について検討。
- 平成27年12月に、国土交通省が「鉄道沿線まちづくりガイドライン」を策定・公表。
- 平成28年5月に、国の財政措置（事業）を契機とし、「広域的な立地適正化の方針」の作成のため、圏域内の複数市町、交通事業者等で「鉄道沿線まちづくり協議会」を設立。
- 姫路市が「広域的な立地適正化の方針」の作成に要する費用を負担するとともに、事務局として、方針案の作成や近隣市町からの意見を集約・反映。
- 圏域における人口の将来見通し等の分析や、都市構造上の課題等の収集を踏まえ、平成29年3月、圏域内の複数市町の区域を対象とする「広域的な立地適正化の方針」を作成。
※当該複数市町は、連携中枢都市圏を構成済みであるとともに、一体的な都市計画区域を有しており、連携の素地あり。
- 救急救命センターや大学等の高次都市機能に関し、自治体間による連携や整備の役割分担などを記載。
- 各市町では、「広域的な立地適正化の方針」に基づき立地適正化計画を策定。高次都市機能については中心市と連携して機能を確保する旨を記載。

〈播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会の構成〉

名称：播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会
委員：（地方公共団体）姫路市、たつの市、太子町、福崎町
（公共交通事業者）山陽電気鉄道㈱、西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱
特別委員：兵庫県
特別顧問：国土交通省

〈活動計画〉



※ 「広域的な立地適正化の方針」より抜粋

播磨圏域連携中枢都市圏の例（広域的な立地適正化の方針）

＜連携協約（姫路市とたつの市）＞

※甲：姫路市

（２）高次の都市機能の集積・強化

ｂ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

（ａ）取組内容

圏域全体に対する高度で専門的な都市的サービスを提供し、圏域の内外から多様な人々が集まり、また、大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する役割を担っていくため、魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築に取り組む。

（ｂ）役割分担

ⅰ 甲の役割

圏域全体に対する高度で専門的な都市的サービスを提供するため、甲の地域内で高度な中心拠点の整備を進めるとともに、圏域の中心として広域的公共交通網の構築に取り組む。

＜播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会規約＞

（経費の負担）

第7条 協議会に要する経費は、各市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。ただし、広域方針の作成に要する費用は、各市町との播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約書に基づき、連携中枢都市である姫路市で負担することとする。

- 姫路市が、圏域全体に対する高度な都市的サービスを提供するため、姫路市内の高度な中心拠点の整備や圏域の中心として広域的公共交通網の構築に取り組む。
- 姫路市が「広域的な立地適正化の方針」の作成に要する費用を負担。

計画段階における広域連携の具体的取組事例③（国土強靱化地域計画）

- 八戸圏域連携中枢都市圏の中心市である八戸市は、近隣町村と連携して、「国土強靱化計画」を共同で作成。
- 連携協約の締結、都市圏ビジョンの作成を通じて、計画の共同作成や八戸市の役割について合意されている。

連携内容・連携に至る経緯

- 八戸圏域連携中枢都市圏では、都市圏ビジョンに基づく連携事業である「安全・安心情報発信事業」について、毎年、8市町村が集まって事業内容を協議しているところ。
- 平成29年6月に、「国土強靱化地域計画」について、合同で策定した方が各市町村の負担が軽減されることや、洪水や津波といった共通リスクに対して広域的な視点で災害対策に取り組むことができるといった共通認識から共同作成について合意。
- 平成29年度中に八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの連携事業に計画の共同作成を位置づけ、平成30年度に計画を作成。（八戸市は、計画作成のための会議の事務局として、計画案の作成や近隣町村からの意見集約等を実施。）

〈今後検討予定の連携項目〉

連携項目	概要
避難体制の検証・強化	災害時における住民避難の実効性を確保するため、圏域市町村の境界にある避難所の相互利用や避難経路等を検証し、避難体制の強化につなげます。
防災拠点の整備	災害時における防災活動の拠点として、八戸市が建設中の八戸市長根屋内スケート場及び当該スケート場を含む長根公園について、広域的な防災拠点としての活用方法を検討します。
自主防災組織情報交換会の実施	圏域の自主防災組織の充実・強化を図るため、関係市町村の自主防災組織が相互に情報を交換できる場を設けます。
防災関連マニュアルの共有	圏域市町村全体の防災力向上を図るため、避難所運営マニュアルや初動体制マニュアル等を共有します。

※八戸圏域8市町村国土強靱化計画（概要版）より一部抜粋

〈検討体制〉

(1) 庁内策定体制

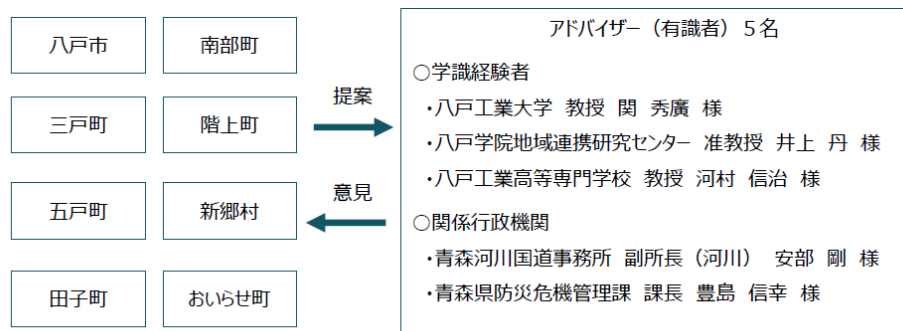
- ① 庁内策定会議（次長級）
 - ・各部等の筆頭課担当次長で構成する。（17部等：17名）
 - ・4回程度の会議を開催し、計画内容の確認等を行う。
- ② 庁内作業部会（GL級）
 - ・各課等のGL級職員1名で構成する。（72課等：72名）＊予定
 - ・第1回部会で全体説明を行った上で、各課等ごとに調査票を作成する。内容について各課間の調整が必要な場合は、随時会議を開催する。

(2) 市町村担当課長会議

- ・8市町村の防災担当課長で構成する。
- ・4回程度の会議を開催し、計画に関する協議・意見調整を行う。

(3) 検討会議（有識者）

- ・8市町村の防災担当課長及び市内大学、国、県の有識者5名で構成する。
- ・4回程度の会議を開催し、専門的知見からの意見を聴取する。



※ 八戸市からのヒアリングなどをもとに事務局作成

協定（連携協約）や共生ビジョン（都市圏ビジョン）における計画の共同作成に係る記載例③

八戸圏域連携中枢都市圏の例（国土強靱化地域計画）

〈連携協約（八戸市と三戸町）〉

※甲：八戸市 乙：三戸町

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールによる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	安全・安心なまちづくりの推進に向け、 <u>圏域の中心的役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。</u>	甲と連携して実施する事業について、 <u>協力して取り組む。</u>

〈都市圏ビジョン〉

事業名	72	国土強靱化地域計画推進事業	関係市町村		全市町村	
内容	・平成30年度に<u>国土強靱化地域計画を連携市町村合同で策定する。</u> ・平成31年度以降は、計画推進に向けた情報共有及び協議を行い、圏域全体の強靱化の取組を推進する。 ・必要に応じて計画の見直しを行う。					
効果	・国土強靱化地域計画に基づいた施策を圏域全体として推進することにより、強靱な地域の形成が図られる。					
成果指標	指標		現状値（調査時点）		目標値（達成年・年度）	
	合同会議の開催数 （累計）		－		7回 （H33年度）	
事業費見込額 （単位：千円）	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計
		7,542	215			
活用を想定する補助制度等						
関係市町村の役割分担	八戸市	・<u>計画策定及び推進のため、連携町村への情報提供や助言、調整を行う。</u> ・連携町村と協議の上、必要な費用を負担する。				
	連携町村	・<u>データの提供や資料を作成する。</u> ・関係市町村と協議の上、必要な費用を負担する。				

- 八戸市が安全・安心なまちづくりの推進に中心的役割を担う。
- 八戸市と近隣町村は「国土強靱化地域計画」を共同で作成。
- 八戸市は計画作成のための近隣町村への助言・調整等を、近隣町村は八戸市へのデータ提供等を行う。

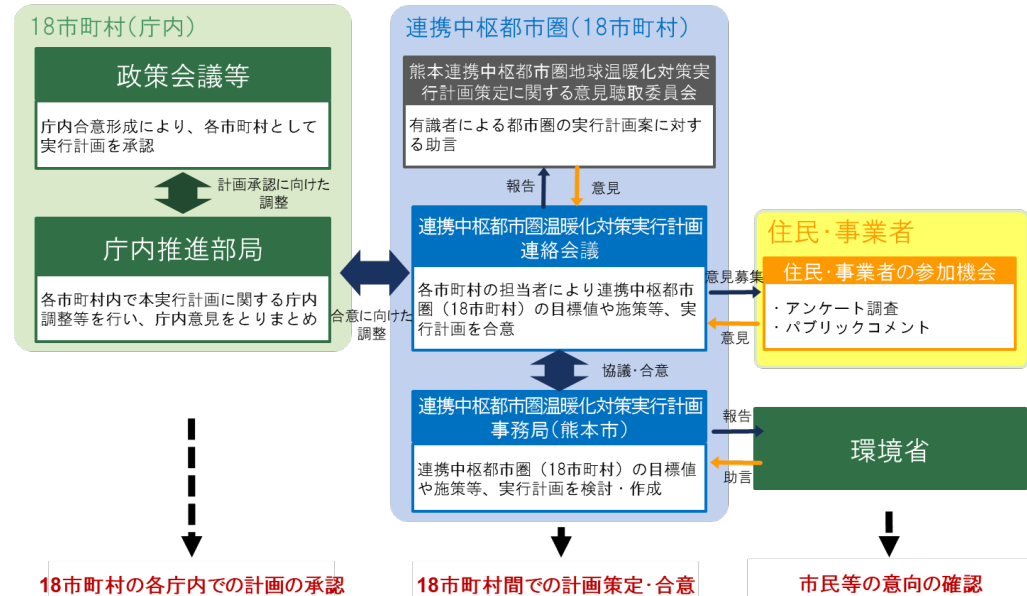
計画段階における広域連携の具体的取組事例④（地球温暖化対策地方公共団体実行計画）

- 熊本連携中枢都市圏の中心市である熊本市は、近隣市町村と連携して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」を共同で作成中。
- 連携協約の締結、都市圏ビジョンの作成を通じて、計画の共同作成や熊本市の役割について合意されている。

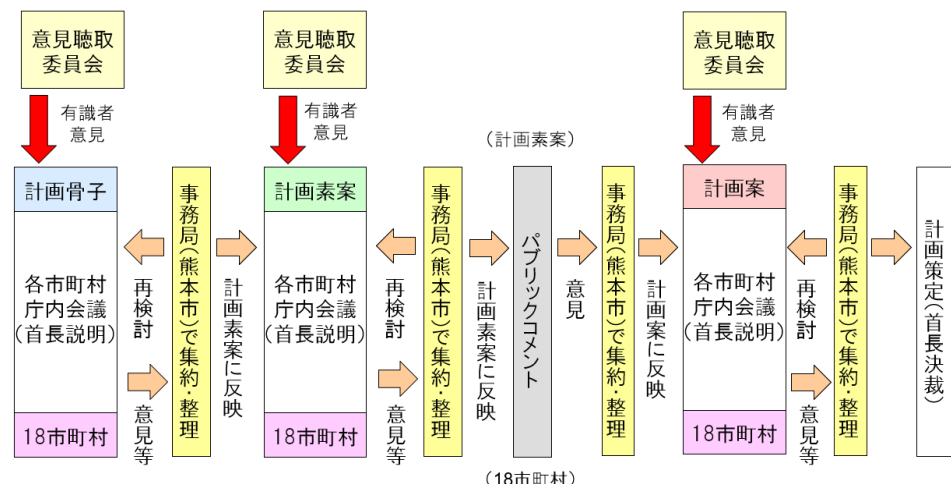
連携内容・連携に至る経緯

- 熊本市では、H22.3に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として、「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定。
- H28.5に同法が改正され、市町村が共同して「地方公共団体実行計画」を作成することができる旨が規定。
- 熊本市は、広域的な連携を通じた地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの共有、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化とともに圏域の持続的発展が期待できると考え、H30.11に、近隣市町村に対し、「地域公共団体実行計画」の共同作成を提案。
- H31.1に、熊本連携中枢都市圏連絡会議（首長会議）において、圏域内13市町村での「地方公共団体実行計画」の共同作成が合意された。
- 熊本市から、熊本連携中枢都市圏全域での共同作成についての調整を行った結果、R2.1に、熊本連携中枢都市圏連絡会議（首長会議）において、圏域内全18市町村での共同作成に合意するとともに、「熊本連携中枢都市圏で2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す」ことを表明。
- R2年度までに熊本連携中枢都市圏全域で共同作成する予定。熊本市は共同作成のための連絡調整会議の事務局として、計画素案の作成、近隣市町村や有識者への意見照会、進捗管理等を実施。

〈検討体制〉



〈検討プロセス〉



出典：熊本市からのヒアリング、熊本市HPなどをもとに事務局作成

協定（連携協約）や共生ビジョン（都市圏ビジョン）における計画の共同作成に係る記載例④

熊本連携中枢都市圏の例（地方公共団体実行計画）

〈連携協約（熊本市と菊池市）〉

※甲：熊本市 乙：菊池市

(13) 環境 の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	<u>乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。</u>
	乙の役割	<u>甲と連携して環境の保全に取り組む。</u>

〈都市圏ビジョン〉

事業内容	地球温暖化に関しては、地球規模で取り組む喫緊の課題として、新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、国は新たな温室効果ガス削減目標（2030年26%、2050年80%）を定めた「地球温暖化対策計画」を策定、また、連動して、「エネルギー基本計画」も、再生可能エネルギーの主力電源化、エネルギーの転換、脱炭素化などの実現を目指し改訂したところである。 熊本市では、今後、更なる地球温暖化対策を効果的かつ確実に推進するため、2019年度に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画（各自治体で策定する「地方公共団体実行計画」の熊本市版）」の改訂とともに、新しい「エネルギー基本計画」に沿った、区域内での創エネ（災害時に必要なエネルギーを確保することもできる再生可能エネルギー導入）・省エネ・蓄エネの目標、エネルギー転換の促進などを定めた「地域エネルギービジョン」を合わせて策定する予定であるが、策定業務の効率性及び計画・ビジョンの効果を考慮し、<u>熊本連携中枢都市圏域での策定を行う。</u>
関係市町村の役割分担	<熊本市> 地方公共団体実行計画及び地域エネルギービジョンの改訂・策定、進捗管理に関する<u>事務を主体的に行うとともに、本件に関する連絡調整会議の事務局として、関係市町村全体の連絡調整を行う。</u> <近隣市町村> <u>連絡調整会議に出席し、必要に応じ、熊本市に対し、データ提供などを行う。</u>

- 熊本市が、圏域全体の環境の保全について近隣市町村全体の調整を担う。
- 熊本市は、「地方公共団体実行計画」の共同作成のための連絡調整会議の事務局として、近隣市町村全体の連絡調整を実施。